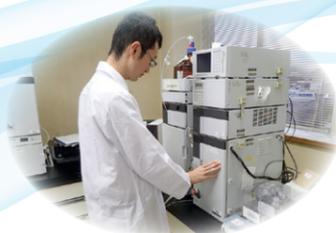


# 水道水質に関するお知らせ



と令和元年の水質検査結果をお知らせします。

水道局では、より安全で良質な水道水を供給するため、法令(水道法など)に基づく水質検査を行うとともに、水道局独自の水質検査を行っています。その水質検査の適正化や透明性を示すため、毎事業年度の開始前に、検査項目、検査対象、検査頻度などをまとめた水質検査計画を策定しています。このたび、過去の検査結果や寄せられたご意見を基に、令和2年度の水質検査計画(案)を策定しました。

**令和2年度水質検査計画(案)を策定しました**

## 令和2年度 水質検査計画(案)の概要

### 検査項目

#### 毎日検査項目

1日1回、給水栓水の検査を行うことが義務付けられている項目。「色」、「濁り」、「残留塩素」の3項目です。

#### 水質基準項目

法令で検査が義務付けられており、全てが基準値に適合していなければならない項目。一般細菌、大腸菌、水銀、鉛など全51項目です。

#### 水質管理目標設定項目

将来、水道水中で検出される可能性があるなど、水質管理において留意する必要がある項目。農薬類、ニッケル、トルエンなど全26項目です。

#### クリプトスポリジウム等

塩素消毒に強い耐性がある病原生物。「クリプトスポリジウム」と「ジアルジア」の2項目です。

#### クリプトスポリジウム等指標菌

原水に存在する場合は、クリプトスポリジウム等による汚染の恐れがあることを示す菌。「大腸菌」と「嫌気性芽胞菌」の2項目です。

### 検査の対象

法令で義務付けられている「給水栓水」に加えて、「原水」と「市内に送り出す前の水道水」を検査します。

### 検査頻度

検査項目、検査の対象によって、毎日、月2回、月1回、年4回、年1回行うものに分かります。

### 臨時の水質検査

河川水質汚染事故など、水道水が水質基準に適合しない恐れが生じたときに行います。

### 農薬の検査時期

農薬が多く散布される夏季に行います。

### 精度管理

水質検査の信頼性を確保するため、精度管理体制を充実させ、技術レベルの向上に努めていきます。

- 給水栓水…蛇口から出る水道水
- 原水…水道水になる前の天然の水

鳥取市

# 水道局だより

2020.3.1《No.62》

編集 鳥取市水道局経営企画課広報係  
電話 0857-53-7811(代表)  
0857-53-7953(直通)  
ファクシ 0857-53-7802

鳥取市水道局ホームページ  
<https://www.water.tottori.tottori.jp/>

連絡先

国安庁舎  
電話 0857-53-7811  
ファクシ 0857-53-7802

南地域水道事務所  
電話 0858-76-3118  
ファクシ 0858-85-0672

西地域水道事務所  
電話 0857-85-2526  
ファクシ 0857-85-1049

## 令和元年の水質検査結果 (1月~12月)

検査項目	検査対象	検査の結果
毎日検査項目	給水栓水	色、濁りについては問題ありませんでした。残留塩素については、必要とされる濃度が確保されていました。
水質基準項目	給水栓水と原水	一般細菌・重金属などの水質基準項目について、全て適合していました。
水質管理目標設定項目	給水栓水と原水	農薬類をはじめとした安全性に関する項目については、目標値を達成し問題ありませんでした。また、より良質な水道水を供給するための項目については、おおむね目標値を達成していました。
クリプトスポリジウム等 クリプトスポリジウム等指標菌	原水	指標菌である大腸菌と嫌気性芽胞菌は検出されましたが、クリプトスポリジウムとジアルジアは検出されませんでした。

令和2年度水質検査計画(案)と過去の水質検査に関する詳しい内容は、水道局で閲覧ができるほか水道局ホームページに掲載します。ご意見などは、問い合わせ先にご連絡ください。

**水道局は、国が定めた水質基準に適合している、安全な水道水をお届けしています。**



問い合わせ先▶▶ 浄水課水質検査室 ☎0857-53-7963 ☎0857-53-7850

給水装置の修理対応事業者一覧表(保存版)について

今月号の水道局だよりに、保存版として「給水装置の修理対応事業者一覧表」をとじ込んでいます。漏水の修理を行うときにご活用ください。

より便利に・より使いやすく

# ホームページをリニューアルします

4月1日に水道局ホームページをリニューアルします。サイト構成の見直しを図り、誰もが利用しやすいホームページを目指します。



より便利に

利便性の向上を図るため新たなコンテンツを追加します

### 水道の使用開始・中止の申し込み

水道の使用開始と使用中止の申し込みがホームページから可能になります。水道局の営業時間にかかわらず、専用ページに必要事項を入力することで、いつでも申し込みができます。

### 水道料金等の自動計算

メーターの口径、使用水量などを入力することで、水道料金、下水道使用料等を表示します。また、アパートやマンションなど集合住宅の特例料金についても対応して表示します。

### 災害時への対応

災害規模によってトップページを災害専用ページに切り替え、給水拠点や復旧状況など詳細な情報を提供できるよう改善します。

より使いやすく

閲覧を支援する機能を導入します

### スマートフォンなどに対応

スマートフォン、タブレット端末に対応した表示になるよう専用の画面を用意し、情報の見やすさや操作性を確保します。

### 閲覧性の向上

ホームページ上で提供する情報や機能を、誰でも支障なく利用できるよう、文字サイズや背景色・文字色の変更機能、また、英語、中国語、韓国語、ベトナム語の自動翻訳機能を導入します。



今後も、みなさんの生活に役立つ情報の配信と、利便性の向上に配慮したコンテンツづくりに取り組みます。

## 災害用備蓄水を製造しました

水道局では、鳥取市の水を詰めた災害用備蓄水を製造しました。原材料に江山浄水場で膜ろ過した水道水を使用しており、容器はアルミ缶、内容量は490ml、賞味期限は10年間となっています。災害に対する取り組みなどをラベルにデザインし、水道局および市の催事を中心に無料で配布します。

人が生命を維持するために必要な飲料水の量は、1人1日3リットルといわれています。災害に備えてご家庭でも飲料水を準備しましょう。



問い合わせ先▶▶ 経営企画課広報係 ☎0857-53-7953 ☎0857-53-7802

# ご家庭の水道料金について

水道事業は、水道料金で運営しています。

水道事業は、地方公営企業法に基づき地方自治体が経営する企業として運営されています。事業の運営に当たっては、公共の福祉を増進するとともに企業の経済性を発揮することが求められています。また、事業に必要な経費は経営に伴う収入(水道料金収入)をもって充てるという独立採算制の原則を基に経営が行われています。安全で良質な水道水をご家庭まで送り届けるための水道事業は、主にみなさんからの水道料金に支えられています。

## 水道料金のしくみ

水道事業の運営に必要な経費を算出し、その経費を、水道料金で負担していた

だくように料金を設定しています。

使用する水道水の量は、人によりそれぞれ異なります。受けるサービスの度合いに応じて経費を負担してもらう方法が公平であることを一般に受益者負担といい、独立採算制の基本概念になっています。水道の場合は、メーターによって「受益の量」負担額が測定可能であることから、使用水量(受益の量)を基に算定した水道料金(負担額)をみなさんにお支払いいただいています。

また、水道料金体系は、**基本料金と従量料金**で構成する二部料金制を採用しています。

## 基本料金

基本料金は、使用した水量に関わらず、設置した水道メーターの大きさ(口径)で

決まる料金です。

水道事業は、利用される方いつでも必要な水量を供給するために施設を整備しています。水を供給できる能力が高い大きなメーターの水道にはより多くの負担をしてもらうために、設置したメーターの大きさに応じた基本料金に なっています。

## 従量料金

従量料金は、使用した水量に応じた料金です。

本市は、使用した水量が多くなるほど1m当たりの単価が高くなる通増制を採用しています。これは、生活に必要な一定量の使用については料金を低く抑えるとともに、水道水の無駄遣いを抑制するという趣旨に基づいています。

水道メーターの計量、水道料金の請求は、2カ月ごとに行います。

水道料金を算定するために、水道メーターの計量を2カ月ごとの定例日に行っています。計量の定例日は偶数月の地区と奇数月の地区があります。また、水道料金の請求は計量した月の翌月です。 ※各地区の計量の定例日については、水道局にお問い合わせください。水道局ホームページでご確認ください。

## 水道料金のお支払い方法

水道料金のお支払いは、口座振替制と窓口納付制があります。

□ 口座振替の申し込みは、通帳へ金融機関届出印、領収書等をお持ちのうえ、金融機関または水道局国安庁舎、各水道事務所でお願ひします。

□ 窓口納付の場合は、水道局が送付する納入通知書をお持ちのうえ、金融機関またはコンビニエンスストアでお支払いください。

## 水道料金、下水道使用料等のスマホ決済が可能になります

令和2年4月から、水道料金等の支払いについてスマートフォン決済を導入します。納入通知書に記載のバーコードを読み取ることで、電子マネーによる水道料金、下水道使用料、集落排水施設使用料のお支払いが可能になります。

スマートフォン決済に必要なアプリケーションの入手方法等につきましては、各社のホームページなどでご確認ください。

※ 下水道使用料、集落排水施設使用料については、市役所下水道経営課料金係(電話：0857-30-8391)にお問い合わせください。

利用可能なアプリケーション

- PayPay
- LINE Pay 請求書支払い
- 支払秘書



# 水道料金を統一します

(統合前の簡易水道給水区域)

令和2年4月に統合前の簡易水道給水区域の水道料金を上水道給水区域の水道料金に統一します。現在の水道料金は、平成29年4月に簡易水道と上水道の事業統合をした後も、それぞれの統合前の料金表に基づいて算定を行っています。これは、簡易水道料金が平成16年の市町村合併以降に段階的な調整が図られ、平成28年4月に統一されて間もない状況であることなどを踏まえ、水道料金の統一時期は、事業統合から3年経過後とされているためです。(平成28年12月定例市議会で可決)

## 適用の時期

水道局では、水道メーターを2カ月ごとに計量し、計量した翌月に水道料金を請求しています。

- 計量の定例日が「偶数月」の地区は、「令和2年6月計量・7月請求分」から適用します。
- 計量の定例日が「奇数月」の地区は、「令和2年7月計量・8月請求分」から適用します。

問い合わせ先 ▶▶▶ 料金課料金係 ☎ 0857-53-7922 ☎ 0857-53-7801  
 南地域水道事務所 ☎ 0858-76-3118 ☎ 0858-85-0672  
 西地域水道事務所 ☎ 0857-85-2526 ☎ 0857-85-1049

2カ月の水道料金表 (水道料金は、基本料金と従量料金との合計額に消費税相当額を加算した額(1円未満の端数切り捨て)になります。)

基本料金	口径	統合前の		従量料金 (1mにつき)	使用水量	統合前の	
		上水道給水区域	簡易水道給水区域			上水道給水区域	簡易水道給水区域
1,680円	13mm	1,680円	1,900円	20mまでの分 20mを超え40mまでの分 40mを超え60mまでの分 60mを超え80mまでの分 80mを超え100mまでの分 100mを超え400mまでの分 400mを超える分	52円	72円	
	20mm	3,900円			104円		
	25mm	6,320円	139円		83円		
	40mm	18,800円	166円				
	50mm	33,400円	—		99円		
	75mm	87,800円	—				
	100mm	176,000円	—				
	150mm	480,000円	—		202円		
	200mm	800,000円	—		—		

水道料金の計算例(統合前の上水道給水区域) メーター口径13mm、2カ月で50m使用した場合の水道料金

基本料金	従量料金			消費税相当額 加算	水道料金 (1円未満の端数切り捨て)
	20mまでの分	20mを超え40mまでの分	40mを超え50mまでの分		
1,680円	1mにつき52円	1mにつき104円	1mにつき139円	×1.10	= 6,809円
(1,680円+(52円×20m)+(104円×20m)+(139円×10m))					



